

帯広市へき地保育所の移管先法人の決定について

1 概要

- 市では、国や道からの財政支援による保育の安定的供給及び認可保育所等の設備・運営基準を満たすことによる保育の質の向上を目的に、へき地保育所6所全てを認可保育所及び小規模保育事業所へ移行し、2020年4月から民間法人への移管を予定しています。
- 2018年9月25日から10月26日にかけて移管先法人を募集したところ1件の応募があり、帯広市へき地保育所の民間移管に係る法人選定委員会による選定結果を踏まえて、12月に帯広市へき地保育所の移管先法人を社会福祉法人帯広保育事業協会に決定しました。
 - ※ 法人選定委員会の所掌事務：移管先法人を選定するにあたり、手続きの透明性や公平性の確保を目的に設置した組織で、保護者や学識経験者など委員11名による審査を経て、市へ移管を受けるにふさわしい法人を報告する。

2 移管先法人

- 社会福祉法人 帯広保育事業協会（理事長：清野 義明）
 - ・保育所：認可保育所（あけぼの保育園、稲田保育園、みのり保育園）の3所を運営し、へき地保育所6所を指定管理者として運営
 - ・児童保育センター：川西児童保育センターなど5所を指定管理者として運営

3 決定理由

- 法人選定委員会における選定結果を踏まえて、法人の財務状況、これまでの教育・保育の実績、保育理念・保育計画などを総合的に評価し、帯広市へき地保育所の移管先法人としてふさわしいと判断し、決定したものの。

4 移管先法人決定までの経過

- ・2018年9月25日 移管先法人の募集開始（10月26日まで、1法人の応募あり）
- ・2018年11月8日 第1回法人選定委員会（選定方法、スケジュールなど）
- ・2018年11月26日 第2回法人選定委員会（応募法人プレゼンテーションなど）
- ・2018年12月19日 第3回法人選定委員会（移管先法人の選定、市へ報告など）
- ・2018年12月25日 移管先法人を社会福祉法人帯広保育事業協会に決定

5 スケジュール

- ・2019年1月～2020年3月 保護者、移管先法人、市による施設の運営方法等の協議
- ・2020年4月～ 移管先法人による施設運営